

令和4年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水道水の安全性を確保するために不可欠なものであり、水道における水質管理の中核をなすものです。四万十町では住民の皆さまに安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から浄水処理工程を経て、各家庭等の給水栓(蛇口)に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

水質検査計画とは、この検査を、「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度で」行うかなどを、その根拠とともに表したものです。

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点, 検査項目, 検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己/委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

1. 基本方針

水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、皆さまに公表するとともに、この計画に基づいて水質検査を実施します。

(1) 検査地点

水道法(昭和32年法律第177号以下)で義務づけられている水道水の水質検査を水質基準が適用される給水栓水(蛇口から出る水道水)で行ないます。

その他、原水(浄水処理前)、浄水(浄水処理後)及び送配水途中の水道水(配水池出口)で水質検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は、法令(水道法)で定期検査が義務付けられている「毎日行う検査項目」及び「水質基準項目」を行ないます。

また、原水の水質状況をより詳しく把握するために「独自に行う水質項目」を行います。

(3) 検査頻度

・「毎日検査」水道法に基づき、色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の検査を1日1回行います。

・「毎月検査」病原微生物の汚染及び水の基本的な性状に関する検査は、月1回行います。

・「定期検査」 他の基準項目については、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に、基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上にまで検査頻度を緩和することが可能です。

また、基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を省略することが可能です。

しかし、皆様にお届けする水の安全性又は性状の確認のため、年1回は検査を行うこととします。

原水検査についても、年1回の検査および、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、3箇月に1回の頻度で、指標菌(嫌気性芽胞菌・大腸菌群)の検査を実施します。

(別表1, 2 参照)

2. 水道事業の概要

皆さまにお届けする水道水は、下表の配水区の施設でつくられています。

事業概要は下表のとおりです。

施設名	所在地 (水源)	水源	浄水方法	給水能力	給水区域
				l/日	
窪川配水区	窪川字大平1225- 1	伏流水 (四万十川)	膜ろ過	3,000	神ノ西、香月ヶ丘、北琴平町、榑山町、琴平町、本町、新開町、茂串町、東町、古市町、金上野の一部、見付の一部、西川角、東川角、根々崎、宮内、仕出原の一部、大井野、口神ノ川、大向、七里の一部、若井
井細川配水区	折合字神田47- 2	表流水 (下源見谷川)	緩速ろ過	90	折合の一部、松生原、寺野
東又配水区	黒石字足下馬1314 奈路字下ノ川1060	浅井戸	緩速ろ過	965	黒石、本堂、与津地、親ヶ内、八千数、藤の川、向川、数神、奈路、平野の一部、土居、弘見、飯の川、志和峰
北辰配水区	窪川中津川石神越山国有林 3036林班イ小班外	表流水 (石神越谷川)	緩速ろ過	288	森が内、日野地、桑ノ又、上栗ノ木、下栗ノ木、菅野々、上秋丸、上一斗俵、中津川、北ノ川、川奥、上作屋の一部、米ノ川、市生原、一斗俵
南部配水区	神ノ西字瀧本12	伏流水 (四万十川)	緩速ろ過	331	見付の一部、金上野の一部、峯ノ上、若井川、高野、西原
中神ノ川配水区	中神ノ川字大本山694-22	表流水 (神ノ川)	緩速ろ過	39	中神ノ川
道徳配水区	道徳字大タキ山480	表流水 (大井川)	緩速ろ過	48	道徳、平野
仁井田配水区	七里乙字柏原495 七里乙字川久保226- 1	浅井戸	緩速ろ過	1380	影野、奥呉地、魚ノ川、下呉地、替坂本、六反地、仁井田、小向、中の越、富岡、平串、大奈路、根元原、床鍋、越行、影山、本在家、柳瀬、小野川、中村、勝賀野、川ノ内、西ノ川

西部配水区	南川口字ウリウ/347	浅井戸	緩速ろ過	219	川口、天ノ川、野地、家地川
小室配水区	興津字馬場屋敷1610	浅井戸	—	90	興津小室
浦分配水区	興津字母野1233	浅井戸	—	456	興津浦分、興津郷分
志和配水区	志和字和田348- イ	深井戸	—	204	志和
田野々配水区	四万十町芳川杓ノ木 391- 40	表流水 (芳川)	緩速ろ過	1,168	芳川、川ノ内、小石、大正橋、西本町、 本町、土場、貯木場、東山、中町、新 町、南町、轟崎の一部
大奈路配水区	四万十町木屋ヶ内赤良 木山国有林4075林班 い小班 外	表流水	緩速ろ過	616	木屋ヶ内(赤岩・古宿区域を除く)、大奈 路(古味野々、八足、竹ノ谷、栗ノ木瀬区 域を除く)西ノ川、江師
北ノ川配水区	四万十町相去ナシリ山 648- 1	表流水 (北ノ川)	緩速ろ過	1,034	相去、烏手、大正北ノ川、上宮 弘瀬
中津川配水区	四万十町大正中津川子 筋山183	表流水 (中津川)	緩速ろ過	360	大正中津川、木屋ヶ内(赤岩・古宿区 域)、大奈路(八足、竹ノ谷、栗ノ木瀬区 域)
打井川配水区	四万十町打井川市ノ又 山1611- 41	表流水 (打井川)	緩速ろ過	334	打井川(中打井川、口打井川) 上岡、下岡
奥打井川配水区	四万十町打井川ナラカ シ1667- 12	表流水 (打井川)	緩速ろ過	252	打井川(奥打井川)
下津井配水区	四万十町下津井小笠木 山国有林	表流水	緩速ろ過	539	下津井
つづら川配水区	四万十町大正地吉 1439- 23	表流水	緩速ろ過	25	つづら川
井崎配水区	井崎字ウシヲトシ1133- 150	表流水 (三の又川)	緩速ろ過	33	井崎の一部
広瀬配水区	広瀬字上原595- 9	表流水 (鷹の巢川)	緩速ろ過	55	広瀬、井崎の一部
十川配水区	大道字コジヲ153	表流水 (古谷川)	緩速ろ過	530	十川、十川川口、口大道、小野、久保 川、河内、鍋谷、今成
地吉配水区	地吉字石神口766	表流水 (小谷川)	緩速ろ過	43	地吉
古城配水区	古城字タクミ谷474- 3	表流水 (山瀬川)	緩速ろ過	60	古城
戸川配水区	戸川字ハゴ山1179- 254	表流水 (戸川の川)	緩速ろ過	60	戸川
昭和配水区	大井川字手箱林2339- 3、2338- 3	表流水 (野々川)	緩速ろ過	370	昭和、大井川、野々川
昭和配水区(八木)	大井川カロヲト山3321	表流水	緩速ろ過	9	大井川(八木)
四手崎配水区	昭和字カラ谷乙456- 67	表流水 (大河地谷川)	緩速ろ過	33	四手崎、戸口
浦越配水区	里川タカノ谷468	表流水	緩速ろ過	42	浦越、里川
浦越配水区(津賀)	四万十町津賀重利山国 有林2043林班	表流水	—	32	津賀、茅吹手、昭和(北ノ川)
希ノ川配水区	四万十町希ノ川宮ノ谷 378- 4	表流水	緩速ろ過	23	希ノ川、瀬里
古味野々配水区	四万十町大正大奈路久 保山1001- 1	表流水	緩速ろ過	12	大正大奈路(古味野々)
下道配水区	四万十町下道大平山 523- 1	表流水	緩速ろ過	11	下道
尾越配水区	四万十町下津井杉山 801- 1	表流水	緩速ろ過	3	下津井(尾越)

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

概要は下表のとおりです。

施設名	原水の状況	水質管理
窪川配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
井細川配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
東又配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
北辰配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
南部配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
中神ノ川配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
道徳配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
仁井田配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
西部配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
小室配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
浦分配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
志和配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
田野々配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
大奈路配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
北ノ川配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
中津川配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。
打井川配水区	水源は、比較的良好な水質で水量も安定しています。	次亜塩素酸ナトリウムにより消毒滅菌を行っています。定期的に水質検査を行い、安全で良質な水道水の供給に努めています。

4. 採水地点, 検査項目, 検査頻度及びその理由

基本方針及び水源の特徴を踏まえて、水質検査項目、検査頻度を決定しました。

(1) 採水地点

① 給水栓

水道施設の各配水池の系統別の末端にある給水栓で(毎日検査・毎月検査)を行ないます。

② 原水

水源水質を確認するため、各水道施設入口(取水井)で行ないます。

(2) 水質検査項目

毎日検査:色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)

毎月検査:水質基準項目(別表1, 2 参照)

(3) 検査頻度(別表1, 2 参照)

5. 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の場合は、国が定めた「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によって行ないます。

その他の項目については「上水試験方法」(日本水道協会・編)等で行ないます。

6. 臨時の水質検査

水源等で、以下のような水質変化及び状況となり、浄水処理等で対応できず、給水栓水の汚染が想定される場合は、直ちに実施し安全性が確認されるまで行います。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき

- ・不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ・集中豪雨、洪水、渇水のとき

(2) 水源に異常が認められるとき

- ・臭気又は味に著しい変化が生じた場合
- ・魚が死んで多数浮上した場合

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が発生しているとき

- ・クリプトスポリジウム等による水系感染症が発生している場合

(4) その他特に必要が認められるとき

7. 水質検査の自己/委託の区分

毎日検査

毎日検査(残留塩素濃度・臭気・味・色濁)は、施設管理委託業者が行います。

毎月検査

採水は当事業体及び施設管理委託業者が行い、水質検査から成績書発行までの業務は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行ないます。

委託先の選定については、以下の事項を重視します。

- ① 水道水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。
信頼性保証システムとして、ISO9001相当の認証を取得している検査機関とします。
- ② 水質基準項目について、自社分析が行なえる検査機関とします。
- ③ 臨時の水質検査等において迅速な対応が行なえる検査体制が整備されている検査機関とします。

なお、本年度は「一般社団法人 高知県食品衛生協会」に委託します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画を毎年度策定し、水質検査計画書として、事業年報、水道統計、ホームページ、役場掲示板で公表します。

水質検査結果についても同様にして公表します。

検査計画、検査結果につきましては、下図のような流れで、住民の皆様の声を反映させて、より安全でおいしい水を提供することを目指しますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。

○ お問い合わせ先

四万十町役場 環境水道課(上下水道班)

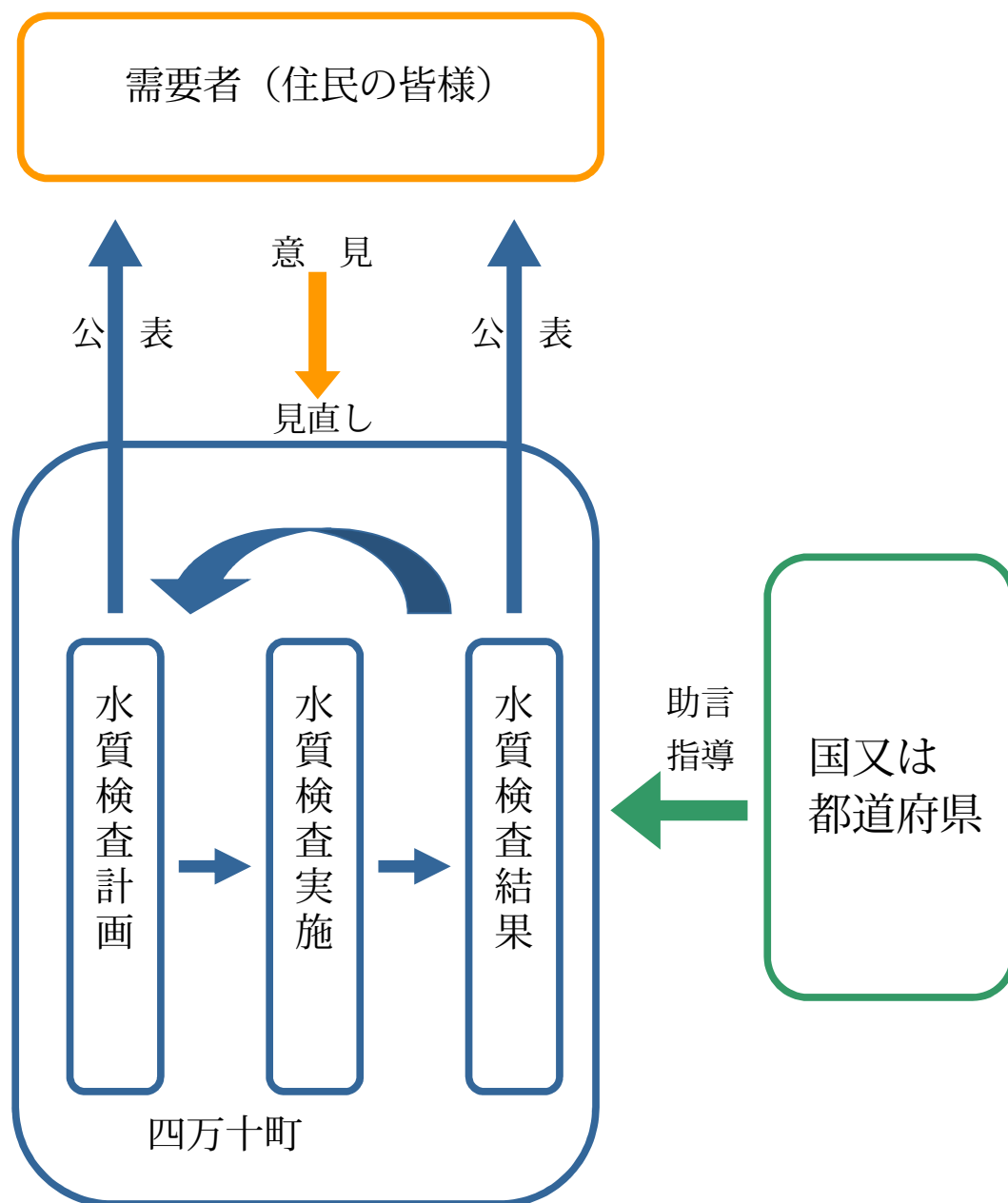
〒785- 8501 四万十町琴平町16-17

TEL 0880- 22- 3119

FAX 0880- 22- 5040

E- mail 110000@town.shimanto.lg.jp

水質検査計画策定の概念図



別表1 令和4年度水質検査計画 検査頻度設定理由

水質基準項目検査頻度

分類	番号	定期検査項目	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由	備考
健康に関連する項目	1	一般細菌	100個/m以下	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	病原生物
	2	大腸菌	検出されないこと	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	重金属
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・安全性の確認のため、4回/年の検査で確認	無機物質
	10	シアン化合物及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	13	ホウ素及びその化合物	1mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	一般有機化学物質
	14	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・浄水処理により除去されるが、安全性の確認のため、4回/年の検査で確認	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・浄水処理により除去されるが、安全性の確認のため、4回/年の検査で確認	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・浄水処理により除去されるが、安全性の確認のため、4回/年の検査で確認	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・浄水処理により除去されるが、安全性の確認のため、4回/年の検査で確認	
	20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・浄水処理により除去されるが、安全性の確認のため、4回/年の検査で確認	
	21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	消毒副生物
	22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	4回/年	4回/年	省略不可能な項目・3ヶ月に1回の検査	
水道水が有すべき正常に関連する項目	32	亜鉛及びその化合物	1mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	色
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	35	銅及びその化合物	1mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	味覚
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	味覚
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	42	ジェオスミン	0.0001mg/ℓ以下	1回/月	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	におい
	43	メチルイソボルネオール	0.0001mg/ℓ以下	1回/月	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	発泡
	45	フェノール類	0.05mg/ℓ以下	4回/年	1回/年	過去の検査結果により検査頻度の省略可能・汚染源は存在しないが、安全性の確認のため、1回/年の検査で確認	
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	基礎的性状
	47	pH値	5.8以上8.6以下	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	
	48	味	異常でないこと	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	
	49	臭気	異常でないこと	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	
	50	色度	5度以下	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	
	51	濁度	2度以下	12回/年	12回/年	省略不可能な項目・1ヶ月に1回の検査	

